

飯塚市介護保険ケアプラン点検等業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「飯塚市介護保険ケアプラン点検等業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

1 業務名

飯塚市介護保険ケアプラン点検等業務委託

2 業務の目的

居宅介護支援事業所等が作成するケアプランの点検等を通して、利用者に対する適切なサービスの確保、不適切な給付の削減と介護保険制度への信頼度の向上を目指し、民間事業者のノウハウの活用による介護給付費の適正化に向けた分析や分析結果を活用した事業所に対する指導や職員の能力向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日の翌日から令和10年3月31日まで

4 見積限度額

18,846,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

5 業務の内容等

別紙仕様書のとおり

6 参加資格及び要件

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 飯塚市有資格者名簿(以下「名簿」という。)に登載されている者にあつては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱(平成19年飯塚市告示第28号)の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年以内に市町村における介護保険ケアプラン点検等業務の受託実績を有すること。
- (9) 個人情報保護のために必要な措置(事業所内でのセキュリティポリシーの策定等)を講じていること。
- (10) 介護支援専門員の資格を有する者を1人以上確保していること。

7 事業者の公募

- (1) 事業者の公募は、市公式ホームページに掲載して行う。
- (2) 公募の期間は、令和7年5月8日(木)から令和7年6月20日(金)までとする。

8 実施スケジュール(予定)

内 容	日 程	備考
募集開始	令和7年5月8日(木)	市HP掲載
質問票提出期限	令和7年5月14日(水) 17:15迄	メール受付
質問票回答期限	令和7年5月20日(火)	メール及びHP掲載
参加表明書の提出期限	令和7年6月13日(金) 17:15迄	持参
企画提案書等の提出期限	令和7年6月20日(金) 17:15迄	持参
第1次審査 (※参加表明者4者以上の場合のみ)	令和7年6月27日(金)予定	
第1次審査(書類審査)結果通知 (※第1次審査実施時のみ)	令和7年6月30日(月)予定	
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年7月4日(金) 予定	
第2次審査結果通知 審査結果通知公表	令和7年7月中旬以降予定	メール及びHP掲載

※日程については変更する場合があります。

9 質問票の提出及び回答

(1) 質問票の提出

提出期限：令和7年5月14日(水) 17時15分まで(必着)

提出方法：標題を「ケアプラン点検質問」とした電子メールに質問票(別紙)を添付して下記担当課のメールアドレス宛に送信し、その旨を電話にて連絡すること。
電話及び直接来庁による質問には応じない。

E-mail kaigo@city.iizuka.lg.jp

(2) 質問票に対する回答

令和7年5月20日(火)までに電子メールで回答し、後日、市公式ホームページに質問者名を伏せて掲載するものとする。

10 参加表明書及び必要書類等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提供すること。

(1) 提出書類(証明書類は、提出日以前3箇月以内に発行されたものに限る。)

①参加表明書(様式1)・・・1部

②会社概要票(様式2)・・・1部

会社概要の分かるパンフレットがある場合は、その資料も併せて提出すること。

③役員名簿(様式4)・・・1部

④登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写し可)・・・1部

⑤直近決算の財務諸表・・・1部

⑥国税、県税及び市税の納税証明書・・・各1部

(未納が無いことが確認できるもの。写し可)

⑦印鑑証明書(原本のみ)・・・1部

※名簿に登載されている者は③～⑦の提出は不要。

(2) 提出期限

令和7年6月13日(金)17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参のみ(その場で質問等する場合があります)

※必ず電話で事前連絡のうえ、開庁日の8時30分から17時15分までの間にご来庁ください。

(4) 提出場所

「19 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

11 企画提案書の提出及び作成要領

(1) 提出期限

令和7年6月20日(金)17時15分まで(必着)

(2) 提出場所

「19 問い合わせ先」に記載する担当窓口にすること。

(3) 提出方法

持参のみ(その場で質問等する場合があります)

※必ず電話で事前連絡のうえ、開庁日の8時30分から17時15分までの間にご来庁ください。

(4) 提出書類及び作成要領

企画提案書についてはA4フラットファイル等を使用し、インデックス等の活用により、見やすいものとする。フラットファイル等の表紙は、「飯塚市介護保険ケアプラン点検等業務委託に係る提案書」と記載する。

・企画提案書(様式3) ※1ページ目の中表紙として使用すること。

・A4版、横書き、長辺綴じ、20ページ以内(様式3及び下記①②③④の添付様式はページ数に算入しない)、両面印刷とし、文字は11ポイント以上とする。但し、図表等で必要な場合のみA3版を折り込んで作成しても差し支えないものとする。

・可能な限り分かりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。(パワーポイント等の任意様式も可。)

・企画提案書の内容は、仕様書及び審査項目に基づき作成し、審査項目の評価項目(1~10)ごとに、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること。

・基本事項(審査項目1~3)に下記様式①~③を添付すること。

①業務実績調書(様式3-1)・・・審査項目1に添付

②業務体制表(様式3-2)・・・審査項目2に添付

③見積内訳書(任意様式)・・・審査項目3に添付

・提案書(審査項目4以降)は審査内容ごとに具体的な提案を行うこと。審査項目7「業務計画」に下記様式④を添付すること。

④業務工程表(任意様式)・・・審査項目7に添付

(5) 提出部数・・・9部(正本1部、副本8部)

正本1部にのみ記名及び代表者印を押印し、副本には事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)の記載をしないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

12 プロポーザル参加の辞退

プロポーザル参加表明書提出後に参加を辞退する場合には、辞退届(様式5)を提出するものとする。提出方法は、上記10(3)の参加表明書等の提出方法と同様とする。

13 審査の手順

審査は、飯塚市介護保険ケアプラン点検等業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、評価基準に基づき実施する。なお、第1次審査及び第2次審査において、提案者名は伏せて審査を行うものとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

①参加表明者が4者以上となった場合は、提出書類により業務実績等を勘案し、第2次審

査参加者を概ね3者選定するものとする。なお、参加表明者が3者以下の場合は第1次審査を実施しない。

②実施日 令和7年6月27日(金)

③結果通知 令和7年6月30日(月)17時までに審査結果を第1次審査通過者にのみ参加表明書に記載されている連絡先に電話にて連絡する。後日、参加表明者全員に書面により結果を通知する。なお、第2次審査の日時及び実施場所等について電子メールにより通知する。

(2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

①第2次審査にあたっては、介護保険課において作成した「評価基準表」に基づき、基本事項及び提案書について委員会における審査を行い、合計点数の最も高い者を受託候補者に決定する。合計点の同じ事業者が2者以上ある場合は「審査項目3見積金額について」を除いた点数の高い方を優先し、決定する。

それでもなお同点の場合は、見積金額がより低廉なものに決定し、見積金額が同額の場合においては、くじ引きにより決定することとする。

※プレゼンテーションの時間は、1者につき15分間以内とし、その後20分間の質疑応答の時間を設ける。

②実施日 令和7年7月4日(金)

③審査の結果、最高得点提案者の総得点数が満点の6割に満たない場合は、選考対象とせず、再度公募するものとする。

④プレゼンテーション及びヒアリングでは発言、スクリーンに表示させる資料及び説明資料並びに持ち物等について事業者名は伏せること。公表した場合は、減点の対象とする。

⑤プレゼンテーションでの追加資料の提出は認めない。パソコン等の機材を使用する場合は、プレゼンテーション審査参加者が持参し準備すること。なお、スクリーン及びプロジェクターは、本市が用意する。

⑥審査結果通知は、プレゼンテーション審査参加者全員に書面にて通知する。

14 審査項目及び配点

区分	審査項目	評価項目	評価基準	配点	
基本事項 (1次審査)	1	業務実績について (様式3-1を添付すること。)	事業者の受託実績	過去5年間の介護保険ケアプラン点検等業務の年間契約の受託件数(団体数)	10
	2	担当予定従事者について (様式3-2を添付すること。)	担当予定従事者の資格について	主任介護支援専門員または介護支援専門員の有資格者でケアプラン点検の経験が豊富な者を従事者として確保できる体制となっているか。また、理学療法士、作業療法士のいずれかの有資格者でかつ業務に精通するリハビリテーション専門職も確保できるか。	5
			担当予定従事者の経験年数	本件を受託した場合の主担当となる従事者は分析業務、ケアプラン点検業務、福祉用具購入・住宅改修・福祉用具貸与へのリハビリテーション専門職の介入及び研修会業務の豊富な経験年数を有する。(業務の経験年数で判定。※受託年数に限らない。市町村や広域連合での実地指導や事業所における管理者として点検業務等の経験等も含む。)	5
	3	見積金額について (見積内訳書(任意様	見積金額	コストの算定は妥当か。	5

		式)を添付すること。)			
提案書 (2次審査)	4	個人情報保護について	個人情報保護のための必要な措置	本業務における個人情報保護対策がなされているか。	10
	5	受注業務に対する基本的な考え方について	業務の理解度及び取組姿勢	本市の現状・特性を把握しているとともに業務の目的及び基本的な考え方を理解し、積極的な取組姿勢が感じられるか。	10
	6	業務実施体制	責任者等の人材の配置とその役割	業務における指揮命令系統が明確であり、管理責任体制も具体的に計画されているか。各担当者の役割が明確でかつ適切であるか。緊急時に対応できる体制となっているか。	10
	7	評価分析・点検・事業所等への指導・運用方法等について (項目7に業務工程表(任意様式)を添付すること。)	業務計画	点検等に割り当てる日数は、点検事業所数等を処理できるものとなっているか。	10
	8		評価分析・点検・運用方法	評価分析、点検、課題分析や事業所への指導等の実施方法・手法は妥当で、実施可能なものであるか。 介護保険制度や高齢者福祉に関する全国的な課題及び本市の課題が的確に分析され、その課題に関して有効な解決策の提案があるか。	15
	9			仕様書に無い独自の具体的な提案がなされ、それらが有益で実施可能な提案であるか。	10
10	適正化の推進	適正化の推進	ケアプラン点検やリハビリテーション専門職による介入において、市全体のケアプラン等の質の向上のために、担当者が有する専門的知見をどのように活用することを考えているか。 また、本市の介護保険適正化推進のためにどのような貢献ができるか。	10	
合 計					100

※提案書には、上記審査項目の評価基準(1~10)の内容について、必ず審査項目を見出しにして順番に記載すること。

※プレゼンテーション及びヒアリングにおいて事業者名を公表した場合には10点減点とする。

15 失格条項

次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 本実施要領「6 参加資格及び要件」を満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限などの条件に適合しないもの
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しないもの
- (4) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 虚偽の内容が記載されたもの
- (6) 契約が締結できない、または締結の意思が認められないもの

- (7) 本実施要領「4 見積限度額」を超える金額で提案された場合
- (8) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (9) 審査の公平性に影響を与える行為があったとして委員会が認めた場合

16 審査結果等の公表

審査結果については、審査終了後に市公式ホームページに以下の内容で公表する。

- (1) 受託候補者の名称、所在地、総得点
- (2) 受託候補者以外の総得点（名称等は非公表とする。）

17 契約の手続き

受託候補者との協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。

なお、提案内容は協議により必要が生じた場合に修正することがある。また、受託候補者が契約を辞退した場合又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

契約手続きに係る詳細については、飯塚市契約規則(平成 18 年飯塚市規則第 61 号)に従って取り扱うものとする。

18 その他

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更を認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等については、飯塚市情報公開条例(平成 18 年飯塚市条例第 10 号)第 8 条第 2 号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (5) 委員会の会議は非公開とする。
- (6) 本プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (7) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合には、協議により定める。

19 問い合わせ先

飯塚市 福祉部 介護保険課 事業所係(担当：佐藤、河邊)
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号 6 階介護保険課分室
E-mail : kaigo@city.iizuka.lg.jp
電話番号 : 0948-22-5500(内線 1657~1659)
ダイヤルイン : 0948-96-8509
FAX : 0948-25-6214